



中古住宅リフォーム補助金

中古住宅の利活用を促進し、市民の住環境の向上と定住促進を図るため、市内の中古住宅を取得し、100万円以上のリフォーム工事を行う人に補助金を交付します。

受付期間

4月1日(火)～予算に達し次第、受付終了

補助対象者

- ・中古住宅のリフォーム工事を行い当該住宅に居住する
- ・南魚沼市に住民登録をしている、または住民登録をすることが確実と見込まれる
- ・申請者とその世帯員全員に市税の滞納がない
- ・補助金交付の日から5年以上、対象となる中古住宅に居住する

補助対象建物

- ・購入または相続・贈与で取得した中古住宅
- ・専用住宅またはリフォーム工事後に専用住宅とする住宅
- ・昭和56年6月1日以後に着工された住宅

補助対象事業

- ・申請日時点で、購入により取得する場合は売買契約から1年未満、相続または贈与により取得する場合は所有権移転登記から1年未満の住宅に対して実施する
- ・補助対象経費が100万円以上
- ・補助金の交付決定後に市内施工業者と契約をする
- ・令和8年2月27日(金)までに完了し、実績報告できる
- ・市の他の補助金の対象となっていない

「みんな住マイル」改修補助金 (12 ページ)

中古住宅リフォーム補助金 (13 ページ)

共通事項

申請窓口 都市計画課、大和・塩沢市民センター
※各市民センターでは書類の受け取りのみを行い、申請の受付は都市計画課で行います

その他 補助対象・対象外工事の主な例など、詳しくはお問い合わせください。また、申請窓口で案内文書を配布しています。

補助額

補助対象経費	補助金の額	
	居住誘導区域内	居住誘導区域外
100万円以上 200万円未満	200,000円	160,000円
200万円以上 300万円未満	400,000円	320,000円
300万円以上 400万円未満	600,000円	480,000円
400万円以上 500万円未満	800,000円	640,000円
500万円以上	1,000,000円	800,000円

申請者が市外から移住する場合は、次の額を上記額に追加する。

- ・新潟県内から移住：5万円
- ・新潟県外から移住：10万円

※居住誘導区域：南魚沼市立地適正化計画で居住の誘導を図る区域。詳しくは、市ウェブサイトをご確認ください

必要書類

- ・交付申請書
 - ・見積書（明細形式のもの）
 - ・現況写真（住宅全景と工事個所の着手前）
 - ・通帳の写し（口座番号、口座名義人（カタカナ）の分かる面）
 - ・市税納税証明書（税務課が発行したもの）
 - ・承諾書兼誓約書
 - ・売買契約書または所有権移転登記が完了した証明書の写し
- (該当者のみ)**
- ・移住前の住所地の住民票の写し（市外からの移住の場合）

注意事項

- ・これまでにこの補助金を受けた人や住宅は対象外
- ・昭和56年5月31日以前に着工された中古住宅の場合、耐震基準を満たすための改修工事を行うときは補助対象とできる（別途耐震性能を満たす旨の証明の提出が必要）